

桑名市告示第90号

桑名市手数料条例（平成16年桑名市条例第75号）別表第11の1の部、2の部及び3の部に規定する市長が別に定める用途を第1に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第2に、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模を第3に、工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を第4に定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

桑名市長 伊藤 徳 宇

第1 用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に付属するものを除く。

- (1) 自動車車庫
- (2) 倉庫
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）

第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法とする。

第3 工場等以外の用途の部分の規模は、建築物全体が基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものについて、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第4 工場等の用途の部分の規模は、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。